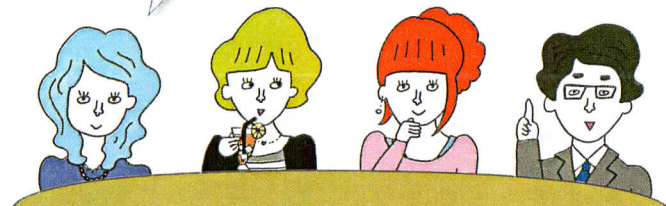




生命保険で相続対策?



さゆり

真由美

恵規

伊藤

お昼のテレビ番組でやってた「相続と生命保険特集」に、すっかりはまってしまった、さゆりさん。いつもの喫茶店でいつもの友達に話したところ、その話題で、大盛り上がり。となると、やっぱりこの人、伊藤先生の出番です…

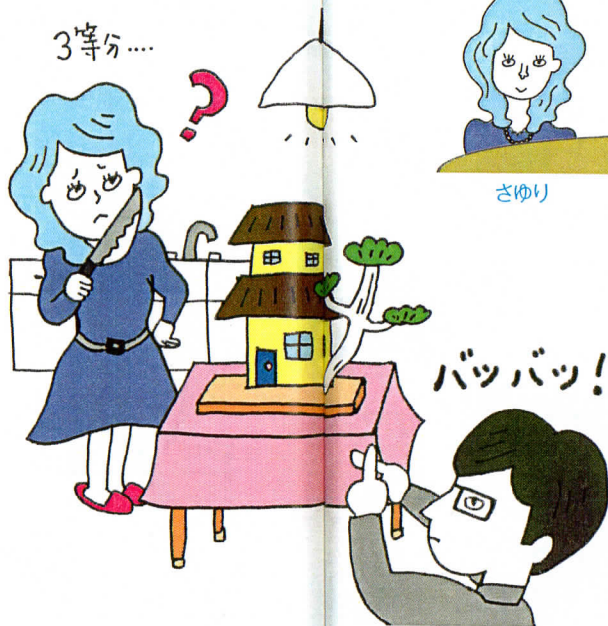


いとう・りょうた(伊藤亮太)
 スキラージャパン副社長。CFP®、DC
 アドバイザー、証券外務員資格など
 証券会社勤務後、2007年11月に
 独立系FP会社スキラージャパンを設
 立。マナー・ライフプランニングの提
 案、保険の見直し、FP受験講座講師
 など多方面で活躍。資産運用や保険
 などに関する書籍も多数執筆
 FP伊藤亮太のサイト
<http://www.ryota-ito.jp>
 スキラージャパン
<http://www.skirr-jp.com>

さゆり ねえ、なんか相続には生命保険がいらないんじゃないって！
 恵規 そういえば、この前、家に来た保険の外交員の人も、そんな話していたわよ
 真由美 ふーん。実際、どうなのかしら、ね、先生♥
 伊藤 また僕の出番みたいですね。みなさんがおっしゃる通り、生命保険は、病気や死亡に備えて加入するの一般的なですが、実は相続対策にも非常に有効なんです
 恵規 どう優れているんですか？
 伊藤 まず、非課税枠というものがあります。被相続人が亡くなり、死亡保険金を受け取った場合、「500万円×法定相続人」の数で計算される「一定額」に関しては、税金がかかりません。たとえば、法定相続

人が2人であれば「500万円×2人＝1千万円」分の死亡保険金は非課税になります。つまり、非課税枠分の保険金額を準備しておくことで、その金額に関しては相続税が課されないわけです
 さゆり へー。すごい便利。ちなみにそれって、どんな保険でもいいんですか？

伊藤 非課税枠は死亡保険金の場合に適用されます。死亡するタイミングは誰もわかりませんから、通常は一生の保障が続く終身保険に加入するのが、相続対策としては有効でしょう。ただ定期付終身保険のように、若いうちは保障が大きいものの、途中から保障が小さくなるものは相続対策として適さない可能性がありますので、保障額を考慮して終身保険に加入されることをおすすめします。あとは、通常80歳までしか保険に加入できない点や、健康状態によっては加入できない場合がある点にも注意しておく必要がありますね
 真由美 なるほど！
 伊藤 ほかにも様々なメリットが



チンをどうしよう…

あります。たとえば、死亡保険金を遺族の生活資金に充てることもできますよね。また不動産などを相続した場合、維持費にお金がかかり相続人の負担が増えることも予想されます。そうした場合でも、保険金があれば、負担軽減に効果を発揮してくれます。さらに、相続税の支払いに備えて、保険金を残してあげることもできます
 恵規 確かに、現金が手に入る保険金は助かるわよね
 伊藤 相続のケースにもよりますが、たとえば自宅がもっとも高額な相続財産だとしましょう。相続人が3人いたとすると、どういうふうに分けますか？

さゆり えっ、3分の1ずつ？ キッ

伊藤 おわりの通り、3分の1ずつわけるのは難しいですよ。こうした場合には、通常は配偶者が長男が自宅を相続することになると思っています。その代わり、他の相続人を受取人とする生命保険に加入していれば、他の相続人に現金で遺産を分けることができるので、もめごとを回避できるかもしれません
 真由美 私は現金でほしいなあ、なんちゃって！
 伊藤 節税という観点でみてみると、親が子どもに現金を贈与し、子どもがその現金で親を被保険者とする生命保険に契約する方法も有効です。贈与した現金分、相続財産が目減りするので、支払う相

相続対策に生かす 生命保険の活用例

相続税の納税資金の原資確保として	⇒終身保険を活用する ⇒保険金額は、「500万円×法定相続人の数」で計算される金額をフルに活用
代債分割対策	⇒長男は自宅を受け継ぎ、他の相続人は生命保険金を受け取ることで解決
生活資金確保	⇒不動産など換金しにくい財産を相続することがわかっている場合などの生活資金確保に

続税も減少しますし、この場合、親が亡くなった時に子どもが受け取る死亡保険金は、一時所得として課税されます。一般に、相続財産が高額(概ね2億円以上)の場合、一時所得として受け取る方が、税金は少なくなるため、節税が可能になるんです。受け取った保険金は、納税資金として活用することもできますよ
 さゆり 生命保険はいろいろな活用できるのね。でも私の場合って、何か相続財産があったかしら…

Illustration 高木 はるみ